

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月29日
【会社名】	株式会社日本色材工業研究所
【英訳名】	Nippon Shiklizai, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥村 華代
【本店の所在の場所】	東京都港区三田五丁目3番13号
【電話番号】	03(3456)0561(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 内田 実
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田五丁目3番13号
【電話番号】	03(3456)0561(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 内田 実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

2026年5月28日開催の当社第69回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年5月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金30円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、奥村浩士、奥村華代、南 孝司、霜田正樹、鈴木史彦、中嶋伸之、内田実の7名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、橋場正樹、遠山友寛、小畑孝雄の3名を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。既存の報酬等の枠とは別枠で、年額50百円以内といたします。また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年25,000株を上限といたします。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

監査等委員である取締役に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。既存の報酬等の枠とは別枠で、年額10百円以内といたします。また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5,000株を上限といたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	15,210	39	-	(注)1	可決 99.68
第2号議案					
奥村 浩士	15,144	105	-	(注)2	可決 99.25
奥村 華代	15,171	78	-		可決 99.42
南 孝司	15,134	115	-		可決 99.18
霜田 正樹	15,167	82	-		可決 99.40
鈴木 史彦	15,150	99	-		可決 99.29
中嶋 伸之	15,176	73	-		可決 99.46
内田 実	15,148	101	-		可決 99.27
第3号議案					
橋場 正樹	15,155	94	-	(注)2	可決 99.32
遠山 友寛	15,133	116	-		可決 99.17
小畑 孝雄	15,120	129	-		可決 99.09
第4号議案	15,129	120	-	(注)1	可決 99.15
第5号議案	15,103	146	-	(注)1	可決 98.98

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上